

大阪府教育長 殿

〔設置者の名称〕 社会医療法人 景岳会

〔代表者の役職〕 理事長 〔代表者の氏名〕 飛田 忠之

大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	南大阪看護専門学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・ 専門学校)
大学等の所在地	大阪市 西成区 南津守 7-14-31
学長又は校長の氏名	(学校長) 小味 潤 智雄 (こみぶち ともお)
設置者の名称	社会医療法人 景岳会
設置者の主たる事務所の所在地	大阪市 住之江区 東加賀屋 1-18-18
設置者の代表者の氏名	(理事長) 飛田 忠之 (ひだ ただゆき)
申請書を公表する予定のホームページアドレス	http://www.minamiosaka-kango.com

大学等における修学の支援に関する法律(以下「大学等修学支援法」という。)第 7 条第 1 項の確認を申請します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点(☑)を付けて下さい。

- この申請書(添付書類を含む。)の記載内容は、事実と相違ありません。
- 確認を受けた大学等は、大学等修学支援法に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。
- 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第 7 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に該当します。

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	南大阪看護専門学校
設置者名	社会医療法人 景岳会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護学科	夜・通信	2580 時間	240 時間	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

『学習の手引き（印刷物）』を教務室に設置し、閲覧に供するとともに 本校 HP (http://www.minamiosaka-kango.com) に掲載予定 (2020 (令和2) 年1月～2月)

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	南大阪看護専門学校
設置者名	社会医療法人 景岳会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>毎年8月までに次年度の授業計画を作成し、実習施設への依頼を行っている。また、12月に授業計画(シラバス)を作成している。</p> <p>授業計画(シラバス)の外部への公表は、本申請時点では行っていないが、2020(令和2)年度授業計画(シラバス)については、2020(令和2)年1月または2月に掲載予定。</p> <p>成績の評価については、本校「学則」第21条(単位の認定)をはじめ、「学則施行細則」第4章学習評価・卒業(第10条(成績の評価)、第11条(入学前の既習単位の認定)、第12条(卒業の認定))、「履修規程※」に基づき評価(A;100~80点、B;79~70点、C;69~60点、D;59点以下)を行い、単位認定(C以上)、卒業認定を行っている。</p> <p>なお、「学則」、「学則施行細則」、「履修規程」は『学生便覧』に掲載し、全学生に配布。</p> <p>※「履修規程」(下記3章構成)において、細部を規定</p> <p>第1章 科目単位の修得:第2条(科目認定の条件)、第3条(試験の時期)、第4条(試験の方法)、第5条(試験時間)、第6条(不正行為の禁止)、第7条(科目の学習成績評価)、第8条(再試験)、第9条(追試験)、第10条(単位認定試験の評価及び単位の認定)、第11条(再履修)</p> <p>第2章 臨地実習単位の修得について:第12条(臨地実習の先修条件)、第13条(臨地実習評価の対象)、第14条(臨地実習評価の方法)、第15条(再実習、補習実習について)、第16条(臨地実習の評価及び単位の認定)、第17条(再履修)</p> <p>第3章 学習の評価:第18条(学習の評価)</p>	
授業計画の公表方法	『学習の手引き(印刷物)』を教務室に設置し、閲覧に供するとともに本校HP(http://www.minamiosaka-kango.com)に掲載予定(2020(令和2)年1月~2月)
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>まず、各学年ともに年度初めに「目標管理表」を用いて学生自身に目標を設定させることにより、学年担任(主・副)が個々の学生の年度当初における学修意欲を把握している。また、教科外活動においてはレポート提出やアンケートを取ることで、取組み状況や課題を把握し、これらについて教務会議において報告・情報共有している。</p> <p>そのうえで、各科目の学修状況や試験結果等を基に学年担任(主・副)が定期的に学生と面談を行い、それぞれの達成状況を確認するほか、個々の学生に適した指導を行っている。さらに学年担任(主・副)のほか、その他の専任教員、教務主任も関与して、適宜個々の学生の学修意欲が高まるようアドバイスを行うなど努めている。</p> <p>また、成績の評価については上段“1”に記載のとおり、学修成果の評価を厳格かつ適正に行っている。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>科目単位の成績評価は、「履修規程」第7条(科目の学習成績評価)、第8条(再試験)に基づき、60点以上を合格とし、60点未満は再試験を実施している(満点は1単位毎に100点)。</p> <p>また、臨地実習単位の成績評価は、同「規程」第14条(臨地実習評価の方法)、第15条(再実習、補習実習について)に基づき、60点以上を合格とし、60点未満は再実習を行っている(再実習の合格は60点と評価している)。</p> <p>それぞれの学年次における単位数と評価は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="359 622 911 734"> <tr> <td>1年次</td> <td>41単位、41教科の平均点</td> </tr> <tr> <td>2年次</td> <td>37単位、34教科の平均点</td> </tr> <tr> <td>3年次</td> <td>20単位、12教科の平均点</td> </tr> </table> <p>なお、2019(令和元)年より成績管理システム(パッケージソフト)を導入したことにより、GPA指標に移行予定。</p>		1年次	41単位、41教科の平均点	2年次	37単位、34教科の平均点	3年次	20単位、12教科の平均点
1年次	41単位、41教科の平均点						
2年次	37単位、34教科の平均点						
3年次	20単位、12教科の平均点						
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>本校HP(http://www.minamiosaka-kango.com)に掲載予定(2020(令和2)年1月~2月)</p>						
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>「学則」第23条(卒業)による卒業認定は、「学則施行細則」第12条(卒業の認定)に基づき、「学則」第9条(授業科目・単位数・時間数)に規定する“別表1 授業科目及び単位数・時間数”に定める各学年時毎の授業科目を履修し、98単位を修得した者について、卒業認定対象学生それぞれの成績評価および出席状況等を“卒業審査会議”に諮ったうえで、学校長が行っている。</p> <p>なお、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える学生については、卒業を認めていない(「学則施行細則」第12条第3項で規定)。</p>							
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>本校HP(http://www.minamiosaka-kango.com)に掲載</p>						

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	南大阪看護専門学校
設置者名	社会医療法人 景岳会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	社会医療法人景岳会 HP (http://www.minamiosaka.com/)
収支計算書又は損益計算書	社会医療法人景岳会 HP (http://www.minamiosaka.com/)
財産目録	社会医療法人景岳会 HP (http://www.minamiosaka.com/)
事業報告書	社会医療法人景岳会 HP (http://www.minamiosaka.com/)
監事による監査報告（書）	社会医療法人景岳会 HP (http://www.minamiosaka.com/)

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		看護専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3060 単位時間	2025	単位時間 /単位	1035	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
120人	121人	0人	8人	50人	58人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の5つの分野に分かれ、基礎分野を土台として積上げている。1年次より臨地実習を採り入れ、効果的に積上げていく授業計画を立てている。
成績評価の基準・方法
（概要） 科目単位認定試験の受験資格は、当該科目の所定授業時間数の、臨地実習評価の対象は、当該実習科目の所定時間数のそれぞれ3分の2以上の出席要件を満たした者とし、両科目ともに60点以上を合格とする。60点未満の場合は、それぞれ再試験、再評価を受けることができる。なお、評価者は、科目認定試験については当該科目担当講師が、臨地実習については当該実習担当教員が、「履修規程」に基づき評価する。
卒業・進級の認定基準
（概要） 上述の成績評価および出席日数（時間数）が、「学則」「学則施行細則」「履修規程」で定められた進級または卒業単位数を修得しているかを確認し、進級については成績審査会において、卒業については卒業審査会議において判定し、それぞれ認定している。
学修支援等
（概要） 担任制を設けて専任教員を配置し、クラス運営を行うとともに、個々の学生の学修意欲（モチベーション）を向上・維持させるため、定期的あるいは適宜実施する面談・指導により、当該学生の個人目標達成を企図している。また、看護師国家試験対策として1年次より担当教員によるサポートを実施している。